

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱 (第1条～第7条 省略) 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。 (1) 申請者の前年の所得が<u>別表第2に掲げる</u>額を超えるとき。 (2) 申請者が県税を滞納しているとき。 (3) 申請者が別表第<u>3</u>に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。 (4) 犯罪被害者が当該犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害について犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが社会通念上適当でないと知事が認めるとき。 第9条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。 (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入	高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱 (第1条～第7条 省略) 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。 (1) 申請者の前年の所得が<u>児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条で定める額</u>を超えるとき。 (2) 申請者が県税を滞納しているとき。 (3) 申請者が別表第<u>2</u>に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。 (4) 犯罪被害者が当該犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害について犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが社会通念上適当でないと知事が認めるとき。 第9条 補助金の交付の目的を達成するため、申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による高知県犯罪被害者等支援事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。 (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入

及び支出に係る証拠書類とともに、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。 (4) 補助対象事業の実施に当たっては、別表第<u>3</u>に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付について必要があると認めて知事が指示した事項 (第10条～第16条 省略) 第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。 (1) 申請者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合 (2) 申請者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合 (3) 申請者が補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合 (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 (5) 補助対象事業の目的を達成し得なかったとき、又は補助対象事業の実施が不適切であると認められるとき。 (6) 申請者が別表第<u>3</u>に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。	及び支出に係る証拠書類とともに、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。 (4) 補助対象事業の実施に当たっては、別表第<u>2</u>に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付について必要があると認めて知事が指示した事項 (第10条～第16条 省略) 第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。 (1) 申請者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合 (2) 申請者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合 (3) 申請者が補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合 (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 (5) 補助対象事業の目的を達成し得なかったとき、又は補助対象事業の実施が不適切であると認められるとき。 (6) 申請者が別表第<u>2</u>に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
---	---

(第 17 条 2 項～第 19 条 省略) 附則 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 3 号、第 12 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附則 この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 4 年 2 月 18 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 5 年 8 月 14 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 11 月 13 日から施行する。</u>	(第 17 条 2 項～第 19 条 省略) 附則 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 3 号、第 12 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附則 この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 4 年 2 月 18 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 5 年 8 月 14 日から施行する。 附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
--	---

(別表第1 省略)

別表第2 (第8条)

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき38万円を所得額に加算(70歳以上の同一生計配偶者や老人扶養親族は44万円を加算)

別表第3 (第8条、第9条、第17条関係)
(省略)

(第2号様式) ~ (参考) 省略)

(別表第1 省略)

別表第2 (第8条)

(新規追加)

別表第2 (第8条、第9条、第17条関係)
(省略)

(第2号様式) ~ (参考) 省略)